

用語の解説

ア行

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）

1965年（昭和40年）12月に国連総会で採択された条約。締結国が人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとること等を主な内容としている。わが国は、1995年（平成7年）12月に締結している。

インターネット

世界規模のコンピューターネットワーク。アメリカ国防総省が構築した実験的な軍事用ネットワークから発展し、大学・研究機関等のコンピューターの相互接続により、全世界を網羅するネットワークに成長。パソコン通信のように一台のホスト・コンピューターがサービスを提供するのではなく、全世界に分散するサーバーにより運用・管理される。

AIDS（エイズ）

後天性免疫不全症候群。HIVに感染することによって（後天性）、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力（免疫）が、正常に働かなく（不全）なることによって発症する様々な病気（症候群）の総称。

HIV感染者

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、エイズを発症していない状態の人。HIVに感染してからエイズとなるまでには約10年の期間がかかる。

えせ同和行為

「同和問題はこわい問題である」という人々の誤った意識に乘じ、例えば、同和問題に対する理解が足りないなどという理由で難癖を付けて高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実にして、会社・個人や官公署などに不当な利益や義務のないことを求める行為を指します。えせ同和行為は、国民に同和問題に関する誤った意識を植えつける大きな原因となっています。

カ行

介護保険制度

急速な人口の高齢化の中で、たとえ介護が必要な状態になっても可能な限り自立した日常生活を営めるよう、利用者の選択により保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するとともに、介護者等の負担軽減も図るなど、老後の不安要因である「介護」を社会全体で支えていくことを目的に設置された制度で、2000年（平成12年）4月から施行されている。

外国人登録

日本に 90 日以上在留する外国人は、原則として外国人登録の申請が外国人登録法で義務付けられている。申請は居住する市町村長に行い、登録されれば、登録証明書が交付され、16 歳以上の場合、登録証明書の携帯が義務付けられている。

慣習

ある社会の内部で歴史的に発達し、その社会の成員に広く承認されている伝統的な行動様式。ならわし。風習。

国際人権規約

「①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「②市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」の 3 つの条約の総称。わが国は、①及び②の規約について、1979 年（昭和 54 年）6 月に締結している。

国際年

地域社会がかかえる大きな問題について、国際連合がそれぞれの地域で行動を起こすことを目的とともうけたもの。国連がめざす平和や経済的・社会的発展、人権の推進などの理念に沿うもので、国連総会で決まり、指定された年は各国政府が官民合同の国内委員会を設立し、行動計画を作成する。

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保等、女子労働者の福祉の増進に関する法律（男女雇用機会均等法）

法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女子労働者の就業に関して、妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

サ行

集会所

同和対策事業として同和地区を有した地域に設置された同和対策集会所をいう。行政的には文部科学省が管轄しているので、教育集会所と称されることが多い。

生涯学習

人々が生涯にわたり、主体的に続ける学習活動のことで、これに対して、生涯教育は、生涯学習を支える教育構造構成の働きをめぐす言葉として用いられることが多い。1990 年（平成 2 年）7 月施行の「生涯学習の振興のための施策の推進体制等に関する法律」で法制化された。

障がい者

身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者をいう。

障害者基本法

障がい者のための施策に関し、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする。

次世代育成支援行動計画

少子化の急速な進行は、我が国の経済社会に深刻な影響を与えており、労働力・消費市場の縮小や社会保障負担の問題、子どもの社会性や自主性の低下など、社会全体を巻き込んでいます。このような流れに歯止めをかけるため、2003年（平成15年）7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び企業は、国の指針に基づいて、次世代育成に関する行動計画を制定し、集中的・計画的な取り組みを推進することとなっています。

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待、性的搾取といった困難な状況におかれている児童（18歳未満）がいるという現実に向け、世界的観点から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約で、1989年（平成元年）の国連総会で採択され、我が国は、1994年（平成6年）に締結。

女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総連で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置をとることが、批准国に求められている。わが国は、1985年（昭和60年）6月に締結している。

人権擁護施策推進法

1994年（平成6年）に採択された「人権教育のための国連10年」を受け、1996年（平成8年）12月に5年間の時限立法として、制定公布されたもので、1997年（平成9年）3月の同法施行に伴い、①人権尊重の理念に関する教育と啓発、及び、②人権を侵害された被害者救済のために、人権擁護推進審議会がおかれた、同年5月には、法務大臣からこの2点について同審議会に正式に諮問がなされた。

性同一性障害

性自認と身体の性とは、逆の性別である人。1996年（平成8年）の埼玉医大の倫理委員会の答申では、「生物学的には、完全に正常でありしかも、自分の肉体がどちらの性に属しているのかをはっきりと認識していながら、その反面で、人格的には、自分が別の性に属していると確信し、日常生活においても、別の性の役割を果たそうとし、さらには、変性願望や性転換願望を持ち、実際に実行しようとする人々である。」と定義されている。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連総会において採択された国際的な人権宣言。市

民的・政治的自由のほか経済的・社会的権利について、各国が達成すべき基準を定めた。なお、採択された12月10日は「世界人権デー」とされ、わが国では12月10日までの一週間を「人権週間」と定め、人権思想の普及高揚のための啓発活動を全国的に展開している。

世界プログラム

「人権教育のための世界プログラム」は、2004年4月に国連人権委員会で採択され、その後国連経済社会委員会と国連総会で承認された2005年から始まる新たな人権教育に関する世界的枠組み。

第一段階の行動計画では、2005年～2007年に「初等・中等学校制度における人権教育」が特定されている。

世界保健機構（WHO）

健康を人間の基本的人権の一つと捉え、その達成を目的として設立された国際連合の専門機関。（World Health Organization）

夕行

男女共同参画基本計画

2000年（平成12年）に策定され、2005年度（平成17年度）末までを計画期間とした「男女共同参画2000年プラン」に代わる新たな国内行動計画。

男女共同参画社会

男女共同参画審議会設置法では、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会と位置づけられている。

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会を形成するための基本的な考え方を定めた法律。国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。1999年（平成11年）6月に施行。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担することが必要であることから、75歳以上の高齢者を対象とする独立した医療制度。2008年（平成20年）4月より施行。

同和対策事業特別措置法

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、1969年（昭和44年）に制定された、10年間の時限立法です。

同和対策審議会答申

1961年（昭和36年）、総理府に同和対策審議会が設置され、内閣総理大臣より「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問を受け、1965年（昭和40年）に審議した結果をまとめた答申が出されました。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題であるとしています。

ドメスティックバイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、主として男性から女性に加えられる身体的、精神的、性的な暴力をいう。殴る、蹴るといった物理的な暴力性だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限、強制、苦痛を与えられることなども含めた概念をいう。

ナ行

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者などを施設に隔離せず、開かれた環境の中でお互いに助け合いながら暮らしていくことが正常な社会であるとする考え方。

ハ行

パートナー

仲間。同伴者。相棒。

パネル

引き伸ばした写真やポスターを貼る台板。また、その貼ったもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。もともとは建築用語として登場し、建物内の段差の解消等物理的障壁の除去という意味合いが強いがより広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

ハンセン病

1873年にノルウェーのハンセンが発見したらい菌によって、主に皮膚や末梢神経が侵される感染症の一つである。この菌の毒力はごく弱く、感染しても発病することはきわめてまれであり、1943年のプロミンに始まる化学療法の効果によって、確実に治癒するようになった。化学療法がなかったころは、この病気は、らいあるいはらい病といわれ、不治の病と考えられていた一方、顔面や手足などの後遺症がときには目立つことから、恐ろしい伝染病のように受けとめられてきた。

P T A

Parent-Teacher Association の略。父母と教師の会。教育効果の向上、子どもの幸福実現を目的とする。1897年アメリカで結成。日本では第二次大戦後設立。普通は学校単位で結成されている。

普遍的

広く一般的にゆきわたり、通用しているさま。

プライバシー

他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由。

ボランティア

自発性、公益性、無償性を原則として、本来の仕事や学習とは別に、地域社会のために時間や労力、知識、技能などを無償で提供する人。

マ行

門地

いえがら。

ラ行

らい予防法

1953年（昭和28年）8月15日施行。らいを予防するとともに、らい患者の医療を行い、あわせてその福祉を図り、もって公共の福祉増進を図ることを目的とする。

リハビリテーション

治療段階を終えた疾病や外傷の後遺症を持つ人に対して、医学的、心理学的な指導や機能訓練を施し、機能回復、社会復帰をはかること。更生指導。リハビリ。

レクレーション

仕事や勉強などの精神的、肉体的な疲れを、休養や娯楽によって癒すこと。また、そのために行う休養や娯楽。

隣保館

生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民に対する福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着した福祉センターとして、生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉等に関する総合的な事業を行い、地域住民の生活の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、人権・同和問題の速やかな解決に資することを目的としている。